

平成26年第6回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成26年12月22日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 鳥居 充 書記 藤井和美

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村良隆
教育長	玉井喜廣	会計管理者	片山隆司
総務課長	田中秀明	政策推進課長	中村俊幸
税務住民課長	北野美喜雄	環境安全課長	深水 滋
教育委員会事務局長	蓮本直樹	福祉課長	小堀勝弘
上中病院事務長	西川英之	健康課長	河原智恵美
建設課長	谷口 壽	水道課長	小山田勝昭
産業課長	小谷治和	パレオ文化課長	森川克己
観光交流課長	泉原 功	歴史文化課長	永江寿夫

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第68号 若狭町梅産地人材育成基金条例の制定について

日程第 3 議案第69号 若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

- 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 70号 若狭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 71号 若狭町水防協議会条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 72号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 73号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 74号 若狭町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 75号 若狭町社会教育委員設置条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 76号 若狭町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 77号 若狭町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 78号 若狭町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 79号 若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 80号 若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 81号 平成 26 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 議案第 82号 平成 26 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 83号 平成 26 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 84号 平成 26 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 85号 平成 26 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 2 0 議案第 8 6 号 平成 2 6 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正
予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 8 7 号 平成 2 6 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 8 8 号 平成 2 6 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 8 9 号 平成 2 6 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 2 4 議案第 9 0 号 平成 2 6 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正
予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 請願第 8 号 子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願
- 日程第 2 6 請願第 9 号 原発再稼働の地元同意の範囲を 3 0 km 圏自治体とするこ
と及び避難計画の実効性を確保することを求め政府に意
見書を提出してください
- 日程第 2 7 議員の派遣について

(午前10時28分 開会)

○議長(福谷 洋君)

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長(福谷 洋君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番、原田進男君、7番、北原武道君を指名します。

～日程第2 議案第68号から日程第26 請願第9号～

○議長(福谷 洋君)

日程第2、議案第68号「若狭町梅産地人材育成基金条例の制定について」から日程第26、請願第9号「原発再稼働の地元同意の範囲を30km圏自治体とすること及び避難計画の実効性を確保することを求め政府に意見書を提出してください」までの25議案を一括議題にします。

これら25議案については、去る12月5日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

それぞれの常任委員長から審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、原田進男君。

○総務産業建設常任委員会委員長(原田進男君)

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月5日、平成26年第6回若狭町議会定例会において委員会に審査を付託されました案件は、議案5件及び請願1件であります。

12月11日9時より、付託議案審査のため、委員全員の出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

議案第68号「若狭町梅産地人材育成基金条例の制定について」は、若狭町の梅産地である梅の産地を守るために、必要な人材育成に係る経費の財源を積み立てたいので、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、本条例第2条の(2)にその他の収入とある。その他の収入がないから寄付金をもらっても運用金利はわずかな金額である。本気で梅に対して力を入れるのなら、例えば町がとりあえず1億円を拠出して、それを基金にして、後は寄付金をいただいたら積み上げて使うなど、ある程度基金が必要であると思うが。

答、若狭町梅産地人材育成基金を創設して、その振興のためのPRも取り組みたいと考えている。原資を寄付いただく場合に全国に向けてPRしていきたい。例えばふるさと納税関係の形など、広く住民の皆さん、全国の皆さんからも寄付をいただければいいと思っている。

問、当初から基金がないと進めない。とりあえず、町から次の予算で出して、寄付が出たら、上乘せしていくような考えはないのか。

答、当然、町から基金を積み立てようと考えている。梅の生産者が出されたお金が2,300万円ほどある。梅の生産者にこのお金を積ませてほしいということを今後相談していく。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「若狭町水防協議会の一部改正について」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)の施行に伴い、若狭町の水防協議会条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を必要とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は、平成26年8月7日に出された人事院の勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のもの及び教育長の期末手当の額を改定するため、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、12月10日、公務員に期末手当が支給されるが、今回の分は12月に差額で支払うという話だが、事務処理を2回もすることなく、議会初日に上程して議決しなかったのはなぜか。

答、条例は初日に議決をすると同時に、給料改正の分の補正が必要となる。予算書はその分だけ提出して認めてもらわないと12月に支出できない。最終日に議決していた

だき、12月26日に差額として支払う形にした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、平成26年8月7日に出された人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料の改定を行うため、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、単身赴任の方で、町の職員として仕事をしているのに町内に住んでいないのは、町を愛していない気がする。できるだけ勧告して指導してほしい。

答、新採用職員の研修会有的时候に、はっきりと若狭町に住んでほしいと伝えている。危機管理が心配であり、災害が発生した場合になるべく早い時間に集まってほしいので、その面からも今後はできるだけ町内に住むよう指導していく。

問、給与をせっかく上げたのに、また平成27年度に下げるやり方に理解ができない。

答、人事院勧告及び定数関係は、国、県の指示に従わないと交付金の額が減らされる。将来的に交付税にはね返ってくる。人事院勧告にある程度従わざるを得ない。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行に伴い、条例の改正が必要となるので、議会の議決を必要とするものです。

問、狩猟免許を取得すると、会費、手数料の負担金額が大きく、2万1,000円ほどかかる。町で補助ができないのか。

答、狩猟免許を取る際と更新の際に費用がかかるのは事実である。予算的な部分もあるので、今後研究させてほしい。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願第9号「原発再稼働の地元同意の範囲を30km圏自治体とすること及び避難計画の実効性を確保することを求め政府に意見書を提出してください」は、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員をもって、原案不採択すべきものと決しました。

以上をもって、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

教育厚生常任委員会委員長、辻岡正和君。

○教育厚生常任委員会委員長（辻岡正和君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月5日日本会議において当委員会に審査を付託された案件は、条例の制定など議案8件、請願1件であります。

12月12日午前9時より、委員会を開催し、出席6名のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、田中総務課長ほか関係課長の出席を求め、慎重に審議いたしました。

議案第69号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」であります。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例を制定するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、条例の中で、若狭町が文章等を変えた部分はあるのか。

答、記録の保存期間の2年間に5年間に変えるだけで、ほかは同じである。

問、これにより、福祉課の事業量は増えることになるのか。

答、省令から条例に変わったということで、業務量が変わるということはない。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第70号「若狭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」であります。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例を制定するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、専らその職務に従事する常勤の職員であるとあるが、健康課の職員は何人いるのか。

答、補佐1名がセンター長として在職していて、包括支援センター1本で従事している。保健師のほかにこれに準ずる者が1名専任、社会福祉士その他これに準ずる者が1名専任でいて、社会福祉士として窓口相談を受けている。それと主任介護支援専門員に看護師1名が主任ケアマネジャーの資格を持ち、専任に従事している。ほかに指定介護予防事業で、要支援1、2の方のケアプランを立てるのに臨時職員でケアマネジャー2名、それと地域支援事業とケアマネジャーの両方を兼ねて業務をしているケアマネジャーが1名いる。それと窓口の相談にパート1名を雇用している。

問、住民の方が相談に行きたい方がある場合の解りやすい若狭町独自のパンフレット

を作ればよいと思うが、どうか。

答、検討する。

問、包括支援センターそのものを外部委託してはどうかという意見もあるがどうか。

答、地域包括支援センターについては、町で運営していないと住民が戸惑うことがあることから、若狭町の規模であると、連携しながら対応することができるので、直営でするのがいいと考える。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第75号「若狭町社会教育委員設置条例の一部改正について」であります。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部改正であります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、社会教育委員のメンバーはどのようにして選ばれるのか。

答、社会教育委員は8名おられるが、8地区を代表する方を地域づくり協議会や公民館に依頼して、地区を代表する形で選ばせていただいている。

問、教育委員会として、家庭教育やいろいろな方々のリーダー的な方を教育委員会で選ぶというように、選び方を変えていったほうがよいのではないかと。

答、社会教育委員の中で協議する。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第76号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」であります。これは国民健康保険法の一部を改正する法律の施行及び出産一時金等の見直しに伴う関係法令の改正に伴い、若狭町国民健康保険条例の一部を改正するためのものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、出産育児一時金の総額は幾らになるのか。

答、出産費用として40万4,000円と産科医療保障制度の掛け金1万6,000円を合わせた42万円です。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第77号「若狭町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」であります。これは若狭町国民健康保険病院において、施行予定の診療病棟洗濯室の改修工事及び平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算に計上し

たエレベーター施設工事の施工に伴い、病床数が4床減となるので、条例を一部改正するものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第78号「若狭町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、法人でないところは従うべき基準となっているので、できないということか。

答、その通りです。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第79号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、ケアマネジャー介護支援専門員のケアプランの作成等というのは、地域包括支援センターに所属するケアマネジャーのことか、それ以外のケアマネジャーの資格を持たれた方もこれに従うべきなのか。

答、地域包括支援センターでケアプランを立てているのは、要支援1、2の方で、要介護1から5に関しては他の事業所でも行っていて、それも含めたものである。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第80号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、議案第80号は若狭町条例で、要支援1、2の方が法の改正による町の条例とい

うことだが、議案第79号は福井県の条例ということは、要介護の方々については、国から県にも関与するようになったのか。

答、今回の改正は、第3次一括法による改正である。推測で申し上げますと、要介護1から5は県の条例ですようになったと思う。要支援1、2は市町でデイサービスや訪問介護などは市町ですることになったので、町の条例になったと思われる。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

請願第8号「子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願」であります、これは、子どもの医療費の支給方法について、償還払い制度から窓口無料化に変更することへの請願であります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

なお、問に関する答えは、紹介議員の答えであります。

問、社保・国保の保険料を納めていない人の子供も医療費は無料なのか。

答、滞納があるという理由で拒否をするということは、社会的に問題視されると思う。

問、事務方も楽になると思うが、はっきりしたことがわからない。紹介議員から福祉課長にも確認していただいたということで、詳しく説明していただきたい。

答、福祉課長と話をしたが、問題があるという指摘はなかった。

問、窓口無料化を実施していないのは、石川県と福井県ぐらいか。

答、3つぐらいと聞いている。

意見、窓口無料化になれば、親切な町ということで、人口減少が進んでいる現在、若者の定住にもプラスになると思う。

意見、窓口無料化により、事務が複雑にならなければよいと思う。

問、町と県に対しての二通りの請願になっていると思うが、若狭町に対しては、採択してほしいということか。

答、議会から町に要望してほしいということ。

問、意見書の提出はどうするのか。

答、請願の本文は、必ずしも意見書を出してほしいではなく、県に対して町長から重点要望事項のときに話をしてほしいということで、町長に対して議会から意見書を提出する必要はなく、県と町に要望してほしいということ。

問、意見書は出さないということか。

答、それでよいと思う。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべき

ものと決しました。

以上をもちまして、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

予算決算常任委員会委員長、今井富雄君。

○予算決算常任委員会委員長（今井富雄君）

それでは、予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日、平成26年第6回若狭町議会定例会において予算決算常任委員会に付託されました議案は、議案第81号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」、議案第82号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」ほか7件の特別会計補正予算及び議案第90号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第3号）」の計10件であります。

まず、議案第81号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」であります。その主なものは、人事院勧告を受けての条例の一部改正により、一般会計全体の職員人件費を5,277万5,000円、障害者福祉費で訓練等給付費事業に3,646万6,000円、県単小規模土地改良事業で嵯峨隧道管理用階段敷設に500万円、有害鳥獣対策事業で1,623万2,000円、三方パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業に3,378万8,000円、道の駅「三方五湖」オープン記念イベント事業で300万円など、既定の予算額に1億7,054万4,000円を追加し、予算総額を110億1,850万4,000円とするものであります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

建設課関連では、

問、嵯峨水門は、水月湖があふれても開けることができないという問題が起きており、そのようなところに階段をつけても無駄ではないのか。

答、嵯峨水門の開閉は、県や両町の関係団体など6者協議で決めているが、人的被害があった場合は開放するという規定があるので、この階段は必要である。

産業課関連では、

問、農業振興費の果物産地育成事業でブドウをハウス栽培するとあるが、どこの場所か。

答、農楽舎を卒業した方が大鳥羽で6棟のハウスで白ネギ栽培に取り組んでいるが、そのうちの1棟をブドウ栽培するために施設改良するものである。

問、商工総務費の588万円の減額は、人員の異動によるものと思うが、どういう異動があったのか。

答、特産振興室で、平成25年度3名体制を26年度で2名体制にしたことによる人件費の削減である。

福祉課関連では、

問、障害者福祉費の訓練等給付事業の3,646万6,000円はどこに給付されるのか。

答、障害者訓練の就労A、就労Bなどの区分があり、その関係の施設で、具体的にはC・ネット関連、小浜の若狭つくし会、敦賀の青松の郷に係る訓練給付の経費である。

教育委員会関連では、

問、がんばる地域交付金活用事業で、若狭さとうみパークのモニュメント建設中止で320万円減額したが、今後どのように考えているのか。

答、国体準備委員会で協議する方向で再度検討し、議会に再上程したいと考えている。

要望、モニュメントは何かの形で必要。提案として、三方、上中の両中学校に依頼するなど、手作りの物も考えていったらよいのではと思う。

要望、公民館の施設で、消防署からの指摘により修繕するとあるが、公民館自体に管理責任を持たせ、指摘される前に修繕するように。

問、公民館は多数の方が出入りする施設であり、耐震化は重要であるが、耐震診断はしているのか。

答、今後の振興計画の中で順次対応していきたい。

以上、審査の経過と概要を申し上げましたが、議案第81号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」については、討論はなく、出席委員全員の賛成をもって、可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算では、人事院勧告を受けての条例の一部改正による人件費調整のほか、農業集落排水施設、公共下水道施設、町営住宅など、施設の修繕費等で総額8,164万4,000円を追加するものです。

また、企業会計補正予算では、上中病院事業会計において、人事院勧告を受けての条例の一部改正による人件費調整と、施設改修でエレベーター設置など、3,146万7,000円を追加するものであります。

それでは、特別会計補正予算、企業会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、議案第82号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」では、

問、基金残高が3,200万円となっているが、今後のことを考えると、平成28年

度から国民健康保険税を幾らか値上げしないといけないのでは。

答、26年度については、一般会計から補填しているが、今後このような対応でいくのか、税を改定して少しでも穴埋め分を減らすのか、いろいろ協議が必要だが、国保に関しては、平成29年4月から都道府県化になるので、国の動向を注視しながら対応を考えたい。

そのほかの議案第83号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」、議案第84号「平成26年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第85号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第86号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第87号「平成26年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第88号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第89号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」、議案第90号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第3号）」につきましては、先にも説明しましたように、補正理由のほとんどが人事院勧告を受けての条例の一部改正による人件費の調整によるものであったことから、特筆すべき質疑はありませんでした。

以上、審査の経過と概要を申し上げましたが、各会計毎に審査の結果、討論はなく、全会計とも出席委員全員の賛成をもって、可決すべきものと決しました。

以上のとおり、予算決算常任委員会の補正予算審査報告を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

以上で委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第68号「若狭町梅産地人材育成基金条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第68号「若狭町梅産地人材育成基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第68号「若狭町梅産地人材育成基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第69号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第69号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「若狭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第70号「若狭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第70号「若狭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「若狭町水防協議会条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第71号「若狭町水防協議会条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第71号「若狭町水防協議会条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第72号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第72号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

総務産業建設委員長の報告は、本案、賛成であります。私は、本案に反対の立場で討論いたします。

本案は、町職員の給与を決めるものでありますが、第1条と第2条がセットになっています。

第1条は、本年度の、つまり平成26年4月に遡っての給与改定で、私はこの部分には反対ではありません。

第2条は、来年度、つまり平成27年4月からの給与改定に関するものです。私は、第2条には全面的に反対です。よって、本案、反対であります。

第2条に反対の理由を述べます。

公務員は、憲法で保障された労働基本権が認められていません。その代償として、国家公務員法第28条により、人事院が国及び内閣に対して、毎年、少なくとも1回、国家公務員の給与について報告しなければならないとされています。これが人事院勧告で国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に実施されています。ところが、当然のことながら、来年4月以降の民間の給与水準はまだわかりません。来年4月以降の公務員の給与を現時点で提案すること自体、人事院勧告制度を大きく逸脱するものです。これが反対理由の1番目です。

実際、この第2条については、敦賀市や美浜町では上程されていません。

さて、問題の第2条ですが、給料表の劇的な減額改定となっています。職員286人のうち245人、実に91%の職員が減額になります。減額幅は平均的に月1万円程度のです。私は、この減額給料表に反対です。これが2番目の反対理由です。

ところで、この減額はあまりにも劇的なため、減額対象者には現給が保障されます。つまり現状維持ということになります。

平成27年3月の給与額、今回の第1条で示されている額が支給されます。現給保障

期間は3年間となっています。ベースアップによって、自分の給料表の額が現給を超えた時点から新しい給料表、これは各等級ダウンしていることになる訳ですけれども、が適用されます。現給保障3年で打ち切りということは、次の2つのことを意味します。

1つは、ベースアップを4回行って給料表が現給に追いつかない職員がいるということです。概ね50歳以上の職員が該当するそうです。この方々は、4年目からは現状維持ではなく現実に減額となります。

2つ目の問題は、公務員の給与を3年先まで規定していることです。先ほど民間の給与水準がわかってもないのに、来年度の給与を提案するのは人事院勧告からの逸脱だと述べましたけれども、3年間の現給保障ということは、言い換えれば、ベースアップしても、二、三年間は現状維持か、それと似たり寄ったりの給与だということを今から約束するものです。これは人事院勧告制度の破壊というほかありません。これが反対理由の3番目です。

我が国では、デフレからの脱却が大きな課題になっています。国民の所得を増やし、購買力を高めることが必要になっています。公務員給与は民間の給与水準に影響します。公務員給与が低水準で推移すれば、デフレからの脱出はますます困難になると私は思います。地方公務員の給与もその地方の民間労働者の給与水準に影響します。本案第2条によって、本町職員の給与が長期に低迷するなら、町民の所得は言うまでもなく、本町の経済循環、町の税収入にも大きなブレーキになります。これが反対理由の4番目です。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、小林和弘君。

○15番（小林和弘君）

それでは、議案第73号に対する賛成討論をさせていただきます。

今、反対討論をいろいろ聞いておりました。大変理論的な話が出ておりました。世の中、理屈で全て通るのであれば、大変すばらしいことだなと実は思いました。私自身、この議案に関しては、アベノミクスと少し逆行しているなという気はいたします。ただし、若狭町の状況を見ますと、そういう人事院勧告のことを守らなければ交付税にはね返ってくる、交付税の減額がそのうちされるという風な大変、嫌らしいやり方を国はしておるわけでありまして。若狭町のように、東京都と違って、自主財源もなく、ほとんど交付税でその町の経営をやっていかなければいけないという地方都市においては、市町村においては、交付税の減額、これは命取りになる訳であります。国に対していろんな

主張をすることは、これは当然でありますけれども、金の絡む問題に関して異を唱えることは、その市町村が力があれば問題ありませんが、そうでなければ、今の現状、自分の首を絞めることになる訳であります。確かにこの議案は、減額ということですが、3年間の期限がありますけれども、激変緩和をするために、それなりに国も方策を考えておるといふ風なことから、やはり地方交付税の減額、そういうことに我々はやはり考えていかなきゃいけないということで、人事院勧告に賛成せざるを得ないというのが今回の気持ちであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（福谷 洋君）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第73号「若狭町一般職員の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（福谷 洋君）

起立多数です。したがって、議案第73号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第74号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第74号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「若狭町社会教育委員設置条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第75号「若狭町社会教育委員設置条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第75号「若狭町社会教育委員設置条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第76号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第76号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号「若狭町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正

について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第77号「若狭町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第77号「若狭町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「若狭町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第78号「若狭町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第78号「若狭町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第79号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第79号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第80号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第80号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号「平成26年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」に対する討

論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第81号「平成26年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第81号「平成26年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第82号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第82号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第83号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第83号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号「平成26年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第84号「平成26年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第84号「平成26年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第85号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに

賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第 85 号「平成 26 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号「平成 26 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 86 号「平成 26 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第 86 号「平成 26 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号「平成 26 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 87 号「平成 26 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第 87 号「平成 26 年度若狭町漁業集落排水処理事

業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第88号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第88号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第89号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第89号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第90号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第90号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第8号「子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、請願第8号「子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願」を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、請願第8号「子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第9号「原発再稼働の地元同意の範囲を30km圏自治体とすること及び避難計画の実効性を確保することを求め政府に意見書を提出してください」に対する討論を行います。

委員長の報告は、不採択であります。まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番(北原武道君)

本案に関する総務産業建設常任委員長報告は、不採択とすべきであります。私は、本

案、採択すべきという意見を持っていますので、賛成の討論を行います。

本請願は、一つ、原子力発電所再稼働の地元同意の範囲を30km圏自治体とし、住民への丁寧な説明を行うこと。二つ、原子力災害からの避難計画の策定とその実効性を確保することに全力を傾注すること。以上2点について、政府に意見書を提出してもらいたいというものであります。

福島第一原発の事故を教訓に、準立地である本町は、立地自治体と同等の安全協定を要望してまいりました。政府は、UPZ圏を30km以内と定めましたが、本町は、若狭湾の全ての原発から30km圏に入ります。このような経過からも、原子力発電所再稼働の地元同意の範囲を30km圏自治体とすることは、本町の要望とも合致するものです。

次に、政府は、30km圏内の自治体に避難計画の策定を義務付けております。しかし、本町では、いまだに避難計画はできていません。その主要な原因は、政府が避難計画の策定を自治体に丸投げするだけであって、自治体の責任が極めて過重になっていることにあります。例えば避難に必要な台数のバスを手配するのは、一自治体では不可能で、どうしても政府のリーダーシップが必要です。このように実効性のある避難計画を策定するためには、政府の関与は欠かせません。このことを政府に求めるのは当然のことです。

原発の再稼働については、国民や町民の間にいろいろな意見があります。しかし、原発事故からの安全を確保するという点で、以上の2点は、大多数の人々の思いにかなうものだと思います。私は、本請願は採択すべきものと考えます。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に反対者の発言を許します。11番、清水利一君。

○11番（清水利一君）

今回、この原発再稼働の地元同意の範囲を30km圏自治体とすること及び避難計画の実効性を確保することを求め、政府に意見を出してください、提出してくださいとの請願に対して、不採択の意見を表明するものです。

まず冒頭に、同じ請願者団体から、3月議会には、規制委員会の新基準に地下水による放射能汚染の問題が入っていないとか、避難計画が新基準に入っていないため、新基準に入れて審査すべきとか、原発の再稼働の動向を認めた上で慎重審査を求めたともとれる内容になっておりました。

また、6月には、同じ団体者から、福井地方裁判所の再稼働差し止め判決を引き合いに、今度は高浜原発3・4号機の再稼働中止を求める請願がありました。

いずれにしても、我が町では、全て結果は不採択でしたが、今回もまた同じ団体者より、原発の再稼働の動向を認めた上でとも受けとれる意見書提出、請願となっております。そして、各自治体によって、請願としているところと陳情としているところとばらばらであり、統一もされていないということをまず申し上げておきたい。現に県議会については、陳情という形で16日に不採択となっております。

私は、共産党の方針は、再稼働差し止め即ゼロ、絶対反対との認識をしていました。よって、当方針、主張をあちこち変えているようにあやふやに思えてなりません。その上で、今回の請願についての要旨は、滋賀県や京都府においても、日本海沿岸から30km圏内に含まれているため、同意条件に再稼働に向けた地元の同意手続きに関して、どのような手順で進めていくのかや、ルールを国が整備すべきとして、新たなルール化をするのに際し、利用者や広域住民などの幅広い意見を再稼働のプロセスに入れるべきといった働きかけを国へ既に行っているところです。いわば近隣府県と県が主導権となるものです。したがって、私は、それらの動向や県と国の動向を慎重に見守るべきで、我が町からは、あえてこの意見書を提出すべきではないと思っております。よって、今回も不採択にすべきものと申し上げて討論といたします。

○議長（福谷 洋君）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、請願第9号「原発再稼働の地元同意の範囲を30km圏自治体とすること及び避難計画の実効性を確保することを求め政府に意見書を提出してください」を採決します。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。請願第9号「原発再稼働の地元同意の範囲を30km圏自治体とすること及び避難計画の実効性を確保することを求め政府に意見書を提出してください」を採決することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（福谷 洋君）

起立少数です。したがって、請願第9号「原発再稼働の地元同意の範囲を30km圏自治体とすること及び避難計画の実効性を確保することを求め政府に意見書を提出してください」は、不採択とすることに決定しました。

～日程第27 議員の派遣について～

○議長（福谷 洋君）

次に、日程第27、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された議案の審議は全てを終了しました。

これをもって、平成26年第6回若狭町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、今月5日開会以来、本日までの18日間にわたり、条例の制定及び一部改正並びに平成26年度各会計の補正予算など、重要議案につきまして、本会議をはじめ各常任委員会において終始熱心に御審議を賜り、それぞれ適切な御意見、御決定をいただき、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、今定例会で可決された諸議案につきましては、適切に執行していただき、さらなる住民福祉の向上につなげていただきますようお願いのあります。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼申し上げますとともに、本年も残すところあと10日足らずとなり、何かと気ぜわしい時期となりましたが、皆様方には健康には十分御留意をいただき、輝かしい新年を迎えられますよう祈念申し上げ、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶がございます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月5日の開会以来、本日まで18日間にわたり、条例の制定、条例の一部改正、平成26年度若狭町一般会計、特別会計、企業会計予算の補正など、数多くの重要案件について御審議をいただきました。

その間、議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対し、本会議並びに各

常任委員会において御熱心に御審議をしていただき、それぞれ適切な御決議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

今年を顧みますと、当町は、町制施行10周年の記念すべき年度で、式典をはじめ数々の催しがなされました。今後の発展の決意を新たにする年になりました。この記念すべき年に念願のさとうみハイウェイの全線開通がなされ、忘れられない年になりました。この町制施行10周年記念事業に、締めくくりといたしまして、大相撲の勢関を2月7日にパレア若狭にお迎えして、住民の皆さんとの交流を開催させていただきます。どうぞ皆様方、お越しを賜りますようによろしく願いを申し上げます。

本当に月日の過ぎるのは早いものでございまして、今年も残すところ、あと10日余りとなりました。今のところ、当町では、降雪は少しありますが、大きな影響が出ていないのはありがたいことでございます。このまま無事に息災で年を越せることを願っております。

さて、総選挙も終わりました。安倍内閣がスタートを切り、軸足を東京一極集中から地方へとシフトする地方再生、地方創生、地方版の地域戦略等を掲げられ、人口減少時代を地方の活力及び活性化を地方に求める施策を掲げられました。私ども若狭町におきましても、早いうちに情報を入手して対応をしてまいりたいと考えております。

元気で明るく笑顔いっぱいの若狭町を目指し、取り組んでまいりますので、さらなる議員各位の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしく願いを申し上げます。

結びになりますが、新しく迎える平成27年が穏やかな年となりますように、また希望と活気に満ちた年になることを心から願っております。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(午前11時57分 閉会)

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員